

1 これまでの権限移譲の取組み

— (1) 権限移譲の経緯

大阪府

- H9.4 「大阪版地方分権推進制度」創設
 - ・市町村の自主的判断と選択による権限移譲
- H18.8 パッケージ方式の導入
 - ・大阪版地方分権推進制度に基づき、関連性を有している事務をまとめて移譲
- H21.3 『大阪発“地方分権改革”ビジョン』【大阪府】
 - 《第1フェーズ》(H22～)
 - ・概ね3年間で府内市町村に特例市並みの権限移譲を推進
 - ・事務処理特例制度を活用し、法改正に先立ち取組み
 - 《第2フェーズ》(H26～)
 - ・府でなくては担えない事務を除くすべての事務を市町村に移譲
- H21.3 「大阪発“地方分権改革”の推進に向けて」
 - 【大阪府・市町村分権協議会】
 - ・当面の取組み目標として、府内全市町村に特例市並みの事務権限を移譲
- H21.7 「特例市並みの権限移譲に向けた基本的な考え方」【大阪府】
 - ・全国をリードする権限移譲を力強く進め、大阪から地方分権改革を強力に推進
- H22.3 「特例市並みの権限移譲」の推進
 - 「権限移譲実施計画(案)」(H22～H24)
 - ・府が提示した事務数 延べ2,762事務
(1団体当たり29～77事務)
 - ・市町村の受入事務数 延べ2,302事務(移譲率約83%)
※H25年4月改訂の数値
- H25.3 「特例市並みの権限移譲の取組みにおける効果検証及び今後のさらなる権限移譲について」<取りまとめ>
 - 【大阪府・市町村分権協議会(大阪府における今後の権限移譲研究会)】

国

- H12.4 地方分権一括法施行
 - ・「機関委任事務制度」の廃止、「特例市制度施行」
 - ・「条例による事務処理の特例制度」施行 など
- 【地方分権改革推進委員会の勧告等】
 - H20.5 「第1次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」
 - ・広域自治体と基礎自治体の役割分担(基礎自治体優先の原則) など
 - ⇒市町村合併の進展等を踏まえ、都道府県から市町村へ権限移譲を推進
 - H20.12 「第2次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」
 - ・義務付け・枠付けの見直し
 - H21.7 「第3次勧告～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ～」
 - ・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 など
 - H21.11 「第4次勧告～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～」
 - ・自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保 など
- 【法律の改正等】
 - H23.5 第1次一括法の公布
 - ・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)
 - H23.8 第2次一括法の公布
 - ・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(160法律)
 - ・基礎自治体への権限移譲(47法律)
 - H25.6 第3次一括法の公布
 - ・義務付け・枠付けの3次見直しと地方提案による4次見直し(74法律)
 - H25.12 事務・権限の移譲等に関する見直し方針(閣議決定)
 - ・国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進【48事項】
 - ・都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進【29事項】
 - ⇒第4次一括法案を平成26年度通常国会に提出することを基本
- 【第30次地方制度調査会答申】
 - H25.6
 - ・大都市制度のあり方 ⇒ 中核市・特例市制度の統合
 - ・基礎自治体の行政サービス体制 ⇒ 市町村間の水平連携を促進

1－(2) 「特例市並みの権限移譲（第1フェーズ）」の取組みの経緯

◆市町村への権限移譲

◇大阪発“地方分権改革ビジョン”（H21.3策定）

市町村への権限移譲

- ・市町村が地域の実情に応じて自らの判断で、住民に身近なサービスを提供できるよう、市町村への権限移譲を進める。
- 【第1フェーズ（H22～）】
- ・府内全市町村に特例市並みの権限を移譲
 - ・国の地方分権改革推進委員会の第1次勧告の権限を移譲
 - ・河川、道路などの都市基盤施設にかかる権限を移譲

◇「大阪発“地方分権改革”の推進に向けて」（H21.3）【大阪府・市町村分権協議会】

- ・市町村は基礎自治体として、自らの判断と責任で、福祉や教育などの住民に身近な行政サービスを総合的に担うべき
 - ・府は、広域自治体として本来担うべき広域的機能や市町村の補完機能、連絡調整機能に一層重点化していくことが必要
- このため、府から市町村への事務権限の移譲にあたっては、
府でなくては担えない事務を除くすべての事務を市町村に移譲することを最終的な目標とし、
まずは、**当面の取組みとして、特例市並みの事務権限を移譲することを検討すべき。**

◆「特例市並みの権限移譲」に向けた基本的な考え方

◆移譲対象事務

- ・権限移譲実施計画(案)において大阪府が提示した102事務（移譲留保事務16事務含む）
- ・41市町村への移譲提案事務延べ数は2,762事務

◆基本的な進め方

- ・市町村の規模によって提案事務に差を設けず、すべての市町村を対象に移譲を推進
- ・地方自治法第252条の17の2の規定に基づく条例による事務処理の特例制度を活用し移譲を推進
- ・平成22年3月に市町村が策定した権限移譲実施計画(案)をもとに、毎年、大阪版地方分権推進制度実施要綱における市町村長に対する協議を行い、その同意を得て各事務の移譲を推進
- ・特例市並みの権限移譲の取組みを推進するにあたり、人的支援・財政措置を行いながら推進
〔人的支援〕研修生の受入・職員派遣・人事交流等
〔財政措置〕市町村振興補助金（分権推進分）権限移譲推進特別交付金、移譲事務交付金

◆集中取組期間

- ・平成22年度～24年度

1 - (3) 「特例市並みの権限移譲」の実施状況

◆ 「特例市並みの権限移譲」の移譲状況【102事務】 ⇒ 16事務については、移譲留保

◎ 提案事務86事務の移譲状況（※左記事務に枝番があるため、事務項数は計89項目）

- (1)提案市町村への移譲が完了した項目………22項目（法定移譲事務含む）
- (2)提案市町村への移譲が完了していない項目……67項目（うち40項目が未移譲団体5団体以下）

分野	事務数	※重複あり				提案事務数 (延べ2,762事務)	移譲率 (延べ2,302事務) (H25年度末)
		特例市の権限	第一次勧告	パッケージ方式	その他		
1. まちづくり・土地利用規制	51	30	32	17	2	42	90.1%
2. 福祉	18		18	10		16	86.9%
3. 医療・保健・衛生	7		7			5	81.6%
4. 公害規制	13	6	8	3		13	64.3%
5. 教育	2		2			0	—
6. 生活、安全、産業振興	11	1	8	4	1	10	79.6%
計	102 (※1)	37	75	34	3	86 (※2)	83.3% (※3)

- ※1 特例市の権限や国勧告により移譲が望ましいとされた事務（政令市を除く41市町村への移譲事務）
- ※2 移譲するには制度上の検討が必要であるとして、最終的に提案を留保した16事務(17項目)を除く
- ※3 市町村間の移譲率のバラつき 52%~100%

【参考】提案事務86事務の法定権限の推移 ※ () 内数値は、全ての対象市町村に移譲が完了した項目

法定権限	都道府県	政令市	中核市	特例市	市	町村
一括法施行前	27 (9)	4 (0)	24 (2)	34 (11)	—	—
一括法施行後	12 (1)	6 (0)	24 (6)	19 (0)	26 (13)	2 (2)

- ◆市町村種別(規模)に関わらず、中核市から町村まで一律に移譲(22項目は、全ての市町村に移譲完了)
- ◆提案事務(特例市並みの権限移譲)の半数を超える事務が中核市以上の権限(平成21年4月現在)
- ◆「特例市並みの権限移譲」により、一括法施行に先立ち移譲したことによって法定移譲が円滑に推進

1 - (4) 権限移譲の進捗状況（移譲条項数）

都道府県の移譲条項数状況（H21.4.1現在⇒H25.4.1現在）

順位	都道府県	条項数
1	広島県	1 9 6 0 条項
2	静岡県	1 6 7 7 条項
3	岡山県	1 3 8 3 条項
4	埼玉県	1 2 2 2 条項
5	北海道	1 0 9 3 条項
6	栃木県	1 0 7 5 条項
7	新潟県	1 0 1 0 条項
	⋮	
15	大阪府	7 7 9 条項

順位	都道府県	条項数
1	大阪府	1 9 5 5 条項
2	広島県	1 9 3 4 条項
3	静岡県	1 7 6 8 条項
4	岡山県	1 5 1 5 条項
5	埼玉県	1 3 9 1 条項
6	新潟県	1 3 4 4 条項
7	北海道	1 2 0 4 条項
8	栃木県	1 0 7 2 条項

※条項数とは、
事務処理特例制度を活用した条例による権限移譲を行った場合の条例の条項数
※移譲条項数状況
(社)行財政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調べ」の調査結果を基に、
各都道府県の条項数のカウント方法が異なることから、大阪府のカウント方法に
補正し条項数を比較

◆「特例市並みの権限移譲」により短期間に大幅な権限移譲が実現。条項数は『全国トップ』(H21 全国15位)

1－(5) 市町村の体制整備の状況

◆ 移譲率と広域連携率（移譲事務の3割は広域連携で実施）

H25年度未移譲予定数	府内全域	三島地域	豊能地域	泉州北地域	泉州南地域	南河内地域	中河内地域	北河内地域
移譲事務数 (A)	2,302	193	330	383	361	586	128	321
移譲率	83.3%	74.5%	95.1%	90.8%	79.5%	87.6%	85.9%	69.5%
広域連携事務数 (B)	745	0	204	77	182	267	3	12
広域連携の率 (B) / (A)	32.4%	0.0%	61.8%	20.1%	50.4%	45.6%	2.3%	3.7%

◆ 広域連携の取組み

(1) 機関等（内部組織）の共同設置を活用した『全国初』の取組み（府内4地域）

【豊能地域】

- ◎ 構成団体：池田市、箕面市、豊能町、能勢町
- ◎ 開始時期：H23.10
- ◎ 受入分野：福祉、まちづくり、公害規制、生活安全、子育ての5分野
- ◎ 受入事務数：移譲事務延べ286うち延べ204事務を連携
(1団体受入数51事務)
- ◎ 実施場所：豊能府民センター【広域福祉課設置】《福祉分野》※集中処理
池田市役所《まちづくり・公害規制分野》※分担処理
箕面市役所《生活安全・子育て分野》 ※分担処理

【南河内地域】

- ◎ 構成団体：富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村
- ◎ 開始時期：H24.1
- ◎ 受入分野：福祉、まちづくり、公害規制の3分野
- ◎ 受入事務数：移譲事務延べ399うち延べ258事務を連携
(1団体受入数43事務)
- ◎ 実施場所：南河内府民センター【広域まちづくり課、広域福祉課設置】
《まちづくり・福祉分野》※集中処理
河内長野市役所《公害規制分野》※分担処理

【泉州北地域】

- ◎ 構成団体：岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町
- ◎ 開始時期：H24.4
- ◎ 受入分野：福祉分野
- ◎ 受入事務数：移譲事務延べ383うち延べ54事務を連携
(1団体受入数9事務)
- ◎ 実施場所：～H24.9《福祉分野（自治事務のみ）》※集中処理
岸和田市役所職員会館【広域事業者指導課設置】
H24.10～泉南府民センターへ移設《福祉分野（移譲事務）》

【泉州南地域】

- ◎ 構成団体：泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
- ◎ 開始時期：H25.4
- ◎ 受入分野：福祉分野
- ◎ 受入事務数：移譲事務延べ364うち延べ60事務を連携
(1団体受入数10事務)
- ◎ 実施場所：泉佐野市役所 ※集中処理

◆ 広域連携の取組み (つづき)

(2) 協議会

- 『全国初』の取組みとして、小中学校の教職員の任命権に係る事務を広域で処理
 ◎豊能地域3市2町で「大阪府豊能地区教職員人事協議会」を設置 (H24.4)

(3) 事務委託

事務委託(構成団体)	開始時期	受入分野
泉佐野市、田尻町	H23.10～	まちづくり・土地利用規制分野25事務
泉大津市、忠岡町	H23.10～	衛生・公害規制・まちづくり分野10事務
阪南市、岬町	H24.1～	まちづくり・土地利用規制分野24事務 (※自治法上の事務委託ではない)
堺市、高石市	H24.10～	保安3法関連事務
富田林市、千早赤阪村	H25.3～	保安3法関連事務
富田林市、太子町	H25.3～	保安3法関連事務

(4) 事務組合

一部事務組合(構成団体)	開始時期	受入分野
枚方市、寝屋川市	H24.4～	保安3法関連事務
守口市、門真市	H25.3～	保安3法関連事務
柏原市、羽曳野市、藤井寺市	H25.1～	保安3法関連事務
泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	H25.4～	保安3法関連事務(消防広域化に伴う組合新設:H25.4)
大東市、四條畷市	H26.4～(予定)	保安3法関連事務(消防広域化に伴う組合新設:H25.11)

◆「特例市並みの権限移譲」を推進する中で、『全国初』となる内部組織の共同設置など、市町村間の広域連携が進展

◆ 中核市への移行

◎H24.4.1 豊中市が中核市移行

◎H26.4.1 枚方市が中核市移行予定

1－(6) 大阪府の支援内容

◆ 「特例市並みの権限移譲」の取組みを推進するにあたり、短期間に集中して人的支援・財政措置を実施

◎ 人的支援

H22～3年間で120名の市町村職員研修生の受入をはじめ、広域連携コーディネートのための職員派遣、人事交流、府OBの活用などの支援を実施。

◎ 財政措置（「大阪版地方分権推進制度実施要綱」に基づく移譲事務交付金等措置状況）

	H22決算	H23決算	H24決算	H25当初予算	計(4カ年)
移譲事務交付金	1.6億円	3.4億円	7.4億円	11.3億円	23.7億円
特別交付金	9.0億円	9.7億円	6.3億円	—	25.0億円
合計	10.6億円	13.1億円	13.7億円	11.3億円	48.7億円

※移譲事務交付金の予算決算は、「特例市並みの権限移譲」以外も含む

1－(7) 「特例市並みの権限移譲」の成果・課題の検証

(「大阪府における今後の権限移譲研究会」取りまとめ) (H25.3)

◎ 成果

- 提案事務延べ2,762事務のうち、延べ2,302事務を市町村が受入 ⇒ 移譲率 約83%
- 移譲条項数、1,955条項数で『全国トップ』 (H21 全国15位)
- 市町村間の広域連携が進展 ⇒ 延べ745事務を広域連携で実施 (全体の3割) 《内部組織の共同設置は、『全国初』》

◎ 評価 (市町村・住民等)

- 地域の実情に即した取組みになっていると総じて肯定的
 - ・権限移譲により住民へのサービス向上の効果があつた、地域の実情に即した取組みを実現するのに効果があつた など【市町村】
 - ・窓口が近くなったことによる利便性の向上や、気軽に相談できるようになった など【住民等】

◎ 課題

- 市町村間における移譲状況のバラつき
- 権限移譲の受け皿となる体制構築が困難
 - ・人員配置 (特に専門職の配置) が困難 ・処理件数が僅少な事務が多く、ノウハウの定着や蓄積が困難
 - ⇒市町村が、現行体制で権限移譲を引き続き進めていくことには、一定の限界がある
- 移譲事務に要する経費と移譲交付金との差
 - ⇒ 移譲後間もない (習熟度) ことから、一定期間経過後再検証し、必要に応じ改善
 - 【事務執行に対する市町村の要望】
 - ・移譲後における定期的・継続的な研修の実施
 - ・処理件数が僅少な事務における事務マニュアルの作成
 - ・より効果的な人的支援策の検討、移譲事務交付金の算定見直し

◎ まとめ (さらなる権限移譲の取組み)

- 市町村優先の原則に基づき、特例市並みの権限移譲の底上げ検討が必要
- 移譲事務の定着を図るための支援方策の検討が必要
- 市町村は、行財政改革を図るとともに、市町村間の広域連携などを含めた体制整備が重要
- 府は体制整備に取り組む市町村に対し、積極的にコーディネート機能を発揮すべき
- さらなる事務移譲を着実に進めるためには、府は他府県で移譲の実績のある事務について移譲可能な事務・権限の整理・提示を行い、市町村は、住民サービスの向上に寄与する効果的・魅力的な事務について積極的に受入を検討していくこと

◆「特例市並みの権限移譲」の取組みにより一定の成果はあつたが、移譲事務の定着など課題も多い。

◆市町村優先の原則に基づき、これまでの取組みの定着及び充実を図る必要がある。